

# 千葉市分別収集計画

令和4年7月

千葉市

## <目次>

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

廃棄物を取り巻く状況については、分別回収品目の拡大等により増大するごみ処理費用の抑制、最終処分場の確保、ごみ処理による環境負荷の低減など、様々な問題を抱えている。

このような問題に対応するためには、環境と経済を統合した持続可能な発展を目指す「循環型社会」の形成に向け、市民・事業者・市の三者が、適切な役割分担のもと、より積極的にごみの減量・再資源化に取り組む必要がある。

本市では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（以下「法」と表記）施行前の平成4年10月から、5分別収集の実施によりびん・缶の分別収集を開始した。平成8年10月の分別収集計画（以下「計画」と表記）策定後は、平成12年度からペットボトルのステーション収集を開始した。また、平成18年10月からは段ボールや紙パックを含む古紙のステーション収集を開始、さらに、平成21年10月からは古紙のステーション収集回数を月2回から週1回に増やすなど、容器包装廃棄物の分別収集と再資源化を積極的に推進している。

この度、計画の改定期を迎え、市全体の廃棄物処理の基本的な方向性との統一を図るため、現行の千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月策定、以下「基本計画」と表記）に基づき、改定を行うこととした。

本計画は、法第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し再商品化を促進することにより、循環型社会の形成を推進することを目的とするものである。

## 2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、基本計画において掲げている3つの基本方針と同様とする。

### （1）1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による2R（リデュース・リユース）の促進

年齢層や事業所種別など状況に見合ったきめ細やかな普及啓発により、市民・事業者1人ひとりにごみ減量意識を浸透させ、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を図り、2R（リデュース・リユース）を推進する。

### （2）再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援による、さらなる焼却ごみ量の削減

焼却ごみ1/3削減目標を達成したことから、今後は費用対効果等を勘案した「再生利用率を高めるための効果的な再資源化」を進める。そのためには、地域コミュニティや事業者との連携が不可欠であることから、市民・地域・事業者・行政の連携を強化するとともに、地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指す。

### （3）低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築

低炭素・循環型社会構築に向け、資源循環を含めた経済・効率性や安定・継続性に優れ

たごみ処理体制の構築を目指すとともに、国の災害廃棄物対策との整合を図り、自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理等のリスクを回避できる強靭さを備えた処理システムとのバランスを考慮する。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月1日を始期とする5か年とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画では、以下の9品目の容器包装廃棄物を対象とする。

- (1) 主として鋼製の容器包装（以下「スチール缶」と表記）
- (2) 主としてアルミニウム製の容器包装（以下「アルミ缶」と表記）
- (3) 主としてガラス製の容器のうち無色のもの（以下「無色のガラス製容器」と表記）
- (4) 主としてガラス製の容器のうち茶色のもの（以下「茶色のガラス製容器」と表記）
- (5) 主としてガラス製の容器のうち無色又は茶色以外のもの（以下「その他のガラス製容器」と表記）
- (6) 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く、以下「紙パック」と表記）
- (7) 主として段ボール製の容器（以下「段ボール」と表記）
- (8) 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」と表記）
- (9) 主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のプラスチック製容器包装（以下「その他プラスチック製容器包装」と表記）

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール缶	1,110	1,169	981	1,011	1,064
アルミ缶	2,376	2,662	2,342	2,556	2,863
無色のガラス製容器	3,632	3,902	3,314	3,482	3,747
茶色のガラス製容器	1,835	1,964	1,663	1,741	1,873
その他のガラス製容器	2,202	2,402	2,061	2,193	2,391
紙パック	1,274	1,266	1,264	1,251	1,244
段ボール	10,741	11,361	11,994	12,689	13,441
その他紙製容器包装	12	12	12	12	12
ペットボトル	4,838	5,237	4,555	4,810	5,204
その他プラスチック製容器包装	23,745	23,659	23,568	23,368	23,272
合計	51,765	53,634	51,754	53,113	55,111

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

### (1) ごみ減量のための「ちばルール<sup>1</sup>」の普及・拡大

#### ①積極的な「ちばルール」の普及啓発

各種広報媒体等を活用し、市民・事業者に対する「ちばルール」の普及啓発を行う。  
また、「ちばルール」協定店の拡充を図るとともに、協定店がより多くの再資源化品目の回収に取り組んでもらうための働きかけを行う。

#### ②「ちばルール」の施策推進及び効果検証

ごみ減量や再資源化に貢献した協定店に対する市からの表彰を行う。また、各種取組による効果を検証し、次の展開に向けた検討を行う。

### (2) 発生抑制・再使用の促進

#### ①発生抑制の推進

国や政令指定都市・近隣市等と連携を図るとともに、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会などの枠組みを活用して、国や産業界へ働きかけを行う。

#### ②再使用の促進

市内で開催されるフリーマーケットの情報や不用品の交換情報を提供する。また、リユースカップやマイバッグ、マイボトル等の普及促進を図り、レジ袋やペットボトルなど使い捨てごみの減量を推進する。

---

<sup>1</sup> 実効性が高く、法的な規制による強制力を伴わない行動指針として平成15年8月に策定、第1ステップとして、「レジ袋削減・簡易包装の推進」、「エコ製品取り扱いの拡大」、「事業者による廃プラスチック類の自己回収」、「新聞販売店による新聞の自己回収」、「行政による古紙や布類の拠点回収」の5つの施策を展開。平成25年2月に改定した第2ステップでは、ごみの「発生抑制」に重点を置き、さらなる資源循環型社会の実現を目指している。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行の分別収集体系である5分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ）を基軸としつつ、基本計画における諸施策等を勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を次のとおり定める。

項目	収集に係る分別区分	排出方法
スチール缶	資源物（缶）	混合
アルミ缶		
無色のガラス製容器	資源物（びん）	3種分別 （無色・茶色・その他）
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
紙パック	資源物（紙パック）	2種分別 （紙パック・段ボール）
段ボール	資源物（段ボール）	
ペットボトル	資源物（ペットボトル）	分別
その他プラスチック製容器包装※	資源物	分別
		未定

※ 表中の「その他プラスチック製容器包装」について、上段は協定店による白色トレイの拠点回収を、下段は今後予定している資源回収施策を示す（以下、「10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）」及び「11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）」の表においても同様。）。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法  
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	1,026		1,086		898		928		982	
アルミ缶	2,307		2,594		2,274		2,488		2,796	
無色の ガラス製容器	(合計) 3,458		(合計) 3,729		(合計) 3,141		(合計) 3,310		(合計) 3,576	
	(引渡) 0	(独自処理) 3,458	(引渡) 0	(独自処理) 3,729	(引渡) 0	(独自処理) 3,141	(引渡) 0	(独自処理) 3,310	(引渡) 0	(独自処理) 3,576
茶色の ガラス製容器	(合計) 1,751		(合計) 1,881		(合計) 1,580		(合計) 1,658		(合計) 1,791	
	(引渡) 0	(独自処理) 1,751	(引渡) 0	(独自処理) 1,881	(引渡) 0	(独自処理) 1,580	(引渡) 0	(独自処理) 1,658	(引渡) 0	(独自処理) 1,791
その他の ガラス製容器	(合計) 2,133		(合計) 2,334		(合計) 1,993		(合計) 2,125		(合計) 2,324	
	(引渡) 2,133	(独自処理) 0	(引渡) 2,334	(独自処理) 0	(引渡) 1,993	(独自処理) 0	(引渡) 2,125	(独自処理) 0	(引渡) 2,324	(独自処理) 0
紙パック	165		163		162		160		159	
段ボール	9,471		10,097		10,732		11,439		12,198	
ペットボトル	(合計) 4,236		(合計) 4,637		(合計) 3,956		(合計) 4,217		(合計) 4,613	
	(引渡) 4,236	(独自処理) 0	(引渡) 4,637	(独自処理) 0	(引渡) 3,956	(独自処理) 0	(引渡) 4,217	(独自処理) 0	(引渡) 4,613	(独自処理) 0
その他 プラスチック製容器包装	(合計) 201		(合計) 235		(合計) 172		(合計) 201		(合計) 235	
	(引渡) 0	(独自処理) 201	(引渡) 0	(独自処理) 235	(引渡) 0	(独自処理) 172	(引渡) 0	(独自処理) 201	(引渡) 0	(独自処理) 235
(白色トレイ)	(合計) 201		(合計) 235		(合計) 172		(合計) 201		(合計) 235	
	(引渡) 0	(独自処理) 201	(引渡) 0	(独自処理) 235	(引渡) 0	(独自処理) 172	(引渡) 0	(独自処理) 201	(引渡) 0	(独自処理) 235
合計	24,748		26,756		24,908		26,526		28,674	

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各容器包装廃棄物量の見込みについては、分別回収を行う容器包装廃棄物の種類ごとの回収量原単位（g／人／日）実績から今後の傾向を算出することとし、予測式を用いて計画期間中の原単位を推計したうえで、原単位に年度ごとの将来人口及び年間日数を乗じて得た値を見込量とした。

なお、年度ごとの将来人口については、千葉市将来人口推計（令和4年3月）を採用した。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

項目	収集に係る 分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール缶	資源物（缶）	委託業者によるステーション 回収（指定日排出、指定日回 収）	直営
アルミ缶			
無色のガラス製容器	資源物（びん）		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
紙パック	資源物 （紙パック）	集団回収団体及び回収業者に よる回収 回収業者によるステーション 回収（指定日排出、指定日回 収） 古紙回収庫での回収 協定店による拠点回収	回収業者 協定店
段ボール	資源物 （段ボール）		
ペットボトル	資源物 （ペットボトル）	委託業者によるステーション 回収（指定日排出、指定日回 収）	委託
その他プラスチック製 容器包装※	資源物	協定店による拠点回収 未定	協定店 未定

※ その他プラスチック製容器包装の処理体制については、今後の収集開始に向けて引き続き検討を行う。



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

項目	収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	資源物（缶）	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車 （標準・ロング）	新浜リサイク ルセンター （選別、圧縮、 保管）
アルミ缶				
無色のガラス製容器	資源物（びん）			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
紙パック	資源物 （紙パック）	なし	回収業者による	回収業者 による
段ボール	資源物 （段ボール）			
ペットボトル	資源物 （ペットボトル）	網袋	2 t 平ボディ車 （標準・ロング）	委託業者 （選別、圧縮、 保管）
その他プラスチック製 容器包装※	資源物	協定店による	協定店による	協定店による
		未定	未定	未定

※ 白色トレイ拠点回収の収集容器については、協定店によりその形態が異なる。また、ごみステーションでの定期収集については、現時点では実施するかどうかも含めて検討中。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画の実効性を担保するため、基本計画に位置づけられた以下の取り組み等を推進する。

### （1）再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援による、さらなる焼却ごみ量の削減

#### ① 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進

集団回収に取り組む団体への補助金交付や用具貸与、優良団体の表彰等、団体への支援を行う。また、取組事例や品質向上のための留意点などを周知するとともに、未参加団体への案内文送付などを通じて参加を促す。

#### ② 市民が分別排出しやすいシステム作り

ごみ減量広報紙や家庭ごみの出し方をまとめたガイドブックに、再資源化可能な古紙・布類を具体的に例示するとともに、イベント等での雑がみ保管袋配布などを通じた情報提供を行う。

#### ③ さらなる再資源化品目の検討・推進施策

プラスチック製容器包装の再資源化について検討を行う。

(2) 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築

再資源化品目の拡大等による高機能化を踏まえ、再生利用率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備を進める。

(3) その他

① 千葉市廃棄物減量等推進審議会等における審議

市民、学識経験者、事業者等から組織される千葉市廃棄物減量等推進審議会等において、廃棄物の減量及び適正処理についての審議を進める。

② 環境美化の推進

市民・事業者・市が協働してごみの散乱を防止し美しい街づくりを進めるため、清掃ボランティア団体や廃棄物適正化推進員の活動を支援し、キャンペーン・PR等の普及事業を実施する。